

郵便番号

住所

●●●●●●●● 様

(差出人・問合せ先)

郵便番号

住所

高知県●●県税事務所

自動車税担当

電話番号

令和●●年●●月●●日

●●●●●●●● 様

高知県●●県税事務所長

自動車税種別割減免についてのお知らせ

登録番号	
------	--

上記自動車については、令和●●年度の自動車税種別割が減免となっており、減免を受けられる要件が継続していれば、令和●●年度も引き続き減免を受けることができます。

改めて申請の手続きは必要ありませんが、下記の【申し出が必要な場合】のいずれかに該当する方は、必ず、すみやかに申し出てください。

要件調査の結果、減免が継続される方には5月中旬に減免決定通知書を送付します。

【申し出が必要な場合】

- ご本人の状況に変更があった場合
 - 亡くなられている場合
 - 住所に変更があった場合（県外転居を含む。）
 - 身体障害者手帳等の再交付や返還をした場合
 - ご本人が運転免許証を返納または失効した場合
- 減免自動車を使用しなくなった場合
- 減免自動車の登録番号が変わった場合

【注意事項】

- 上記自動車と異なる自動車でも減免を受けようとする場合(ただし、減免を受けられる自動車は、身体障害者等1人につき1台限り)は、再度申請の手続きが必要です。
- 税額が減免上限額を超える方には、減免決定通知書と差額分の納付書をお送りします。上限額は、登録時期により異なりますので、県税事務所又は高知県ホームページでご確認ください。
- 要件調査の結果、減免要件に該当しないことが判明した方には、5月中旬に自動車税種別割納税通知書を送付します。
- 自動車税種別割減免決定通知書に同封掲載していた納税証明書は、令和5年度から廃止しています。ご迷惑をおかけしますが何とぞご理解いただきますようお願いいたします。納税証明書が必要な場合は、各県税事務所の窓口で交付申請してください。